

—住宅ローン減税— 転勤等の場合の取り扱い

□住宅借入金等特別控除の適用

住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン減税）については、居住の用に供した日以後その年の12月31日（住宅借入金等特別控除の適用を受けていた人が死亡した年又は住宅が災害等によって居住の用に供することができなくなった年については、死亡した日又は居住の用に供することができなくなった日）まで継続して居住の用に供していた年分に限り適用されることとされています。

□単身赴任の場合

住宅借入金等特別控除の適用を受けていた人が転勤により単身赴任となり、本人は居住の用に供しなくなった場合でも、同一生計の親族は引き続き居住の用に供しているときは、原則として、引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

また、住宅を取得等した年に転勤となり、本人が居住の用に供することなく単身赴任となつた場合でも、同一生計親族が取得等の日から6ヶ月以内に居住の用に供し、その後も引き続いて居住していれば、本人が引き続いて居住しているものとして、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

ただし、海外の単身赴任の場合で、本人が非居住者（国内に住所も1年以上の居所も有していない人）となるときには、同一生計親族が居住の用に供しているかどうかに関わらず、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

□家族とともに赴任の場合

住宅借入金等特別控除の適用を受けていた人が、転勤により家族とともに転居した場合には、単身赴任の場合とは異なり、その住宅に居住しないこととなった年分以降については、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできることになります。

□住宅借入金等特別控除の再適用

話のタネ

○維新後、新政府は、幕府直轄地の多くの千葉に、失業した人たちを入れさせた。入植順に1から13まで、開墾地が栄えるよう数字を織り込んだ地名が現在も残っています。鎌ヶ谷市初富、船橋市二和、三咲、柏市豊四季、松戸市五香、六実、富里市七栄、八街市、佐原市九美上、富里市十倉、白井市十余一、柏市十余二、成田市、多古町、大栄町の十余三。



住宅借入金等特別控除の適用を受けていた人が、平成15年4月1日以後、会社からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむをえない事由に基固して、その控除の適用を受けていた住宅を居住の用に供しなくなつたことにより控除の適用を受けられなくなつた後、再度の転勤等によりその住宅を再び居住の用に供した場合には、一定の要件のもと、住宅借入金等特別控除の再適用が可能です。

適用される期間は、再居住した日の属する年（その年において、その住宅を賃貸していた場合には、その翌年）以後の当初から適用していた残りの期間で、再居住した日以後その各年の12月31日まで継続して居住の用に供していた年分です。

なお、再適用を受けるためには、事前（住宅を居住の用に供しなくなる日まで）に、「転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書」に、居住の用に供しなくなつた事情の詳細等の必要事項を記載し、所轄税務署長に提出しておくことが必要です。

また、再適用を受ける最初の年分については、本人が確定申告する必要があり、その年分については、年末調整で適用を受けることはできません。